

小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月28日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第20号

小牧市水道事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例

(小牧市水道事業分担金徴収条例の一部改正)

第1条 小牧市水道事業分担金徴収条例(昭和36年小牧市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(小牧市使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 小牧市使用料及び手数料条例(昭和39年小牧市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1,000分の3.24」を「1,000分の3.3」に、「1,000分の6.48」を「1,000分の6.6」に、「15,000」を「15,270」に改める。

(小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例(昭和39年小牧市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に、「320」を「330」に、「540」を「550」に、「750」を「770」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「1,080」を「1,100」に、「1,620」を「1,650」に、「2,160」を「2,200」に改める。

(小牧市道路占用料条例の一部改正)

第4条 小牧市道路占用料条例(昭和39年小牧市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「1.08」を「1.1」に改める。

(小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 小牧市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年小牧市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「19,440円」を「19,800円」に、「3,190円」を「3,250円」に、「55,000円」を「56,000円」に、「36,000円」を「37,000円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「1,620円」を「1,650円」に、

「2,160円」を「2,200円」に改める。

(小牧市水道事業給水条例の一部改正)

第6条 小牧市水道事業給水条例(昭和44年小牧市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 小牧市市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和46年小牧市条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「17,280円」を「17,600円」に、「25,920円」を「26,400円」に、「34,560円」を「35,200円」に、「69,120円」を「70,400円」に、「42,120円」を「42,900円」に、「85,320円」を「86,900円」に、「22,680円」を「23,100円」に、「90,720円」を「92,400円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「3,560円」を「3,630円」に、「750円」を「770円」に、「2,260円」を「2,310円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「5,180円」を「5,280円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「4,530円」を「4,620円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「14,580円」を「14,850円」に改める。

別表第2中「750円」を「770円」に、「3,340円」を「3,410円」に、「100円」を「110円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「430円」を「440円」に、「320円」を「330円」に、「210円」を「220円」に、「3,880円」を「3,960円」に、「540円」を「550円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「970円」を「990円」に、「860円」を「880円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

(小牧市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 小牧市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和47年小牧市条

例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「5,400」を「5,500」に、「6,480」を「6,600」に、「10,800」を「11,000」に、「19,440」を「19,800」に、「8,100」を「8,250」に、「12,960」を「13,200」に、「23,760」を「24,200」に、「25,920」を「26,400」に、「7,560」を「7,700」に、「11,880」を「12,100」に、「15,120」を「15,400」に、「1,080」を「1,100」に、「1,400」を「1,430」に、「1,720」を「1,760」に、「3,990」を「4,070」に、「860」を「880」に、「3,240」を「3,300」に、「2,130」を「2,170」に、「1,650」を「1,680」に、「5,910」を「6,020」に、「320」を「330」に、「430」を「440」に、「540」を「550」に、「1,180」を「1,210」に、「750」を「770」に、「2,160」を「2,200」に、「1,290」を「1,320」に、「2,590」を「2,640」に、「4,750」を「4,840」に、「210」を「220」に、「1,510」を「1,540」に、「1,940」を「1,980」に、「5,500」を「5,610」に、「3,670」を「3,740」に改める。

別表第1の2の表中「4,320」を「4,400」に、「5,400」を「5,500」に、「8,640」を「8,800」に、「16,200」を「16,500」に、「7,020」を「7,150」に、「10,800」を「11,000」に、「19,980」を「20,350」に、「22,680」を「23,100」に、「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「2,160」を「2,200」に、「4,750」を「4,840」に、「750」を「770」に、「1,080」を「1,100」に、「3,020」を「3,080」に、「860」を「880」に、「1,400」を「1,430」に、「3,240」を「3,300」に改める。

別表第1の3の表中「7,660」を「7,810」に、「11,550」を「11,770」に、「15,440」を「15,730」に、「30,990」を「31,570」に、「18,900」を「19,250」に、「38,340」を「39,050」に、「10,150」を「10,340」

に、「40,710」を「41,470」に、「1,400」を「1,430」
に、「4,210」を「4,290」に、「1,720」を「1,760」
に、「5,180」を「5,280」に、「1,510」を「1,540」
に、「1,940」を「1,980」に、「2,590」を「2,640」に、
「5,610」を「5,720」に、「750」を「770」に、「1,080」
を「1,100」に、「3,020」を「3,080」に、「640」を
「660」に、「860」を「880」に、「1,180」を「1,210」
に、「540」を「550」に、「970」を「990」に、「2,260」
を「2,310」に、「2,030」を「2,060」に、「1,550」を
「1,580」に、「390」を「400」に、「450」を「460」
に、「600」を「610」に、「1,270」を「1,290」に、
「500」を「510」に、「680」を「690」に、「1,410」
を「1,440」に改める。

別表第1の4の表中「4,640」を「4,730」に、「6,910」
を「7,040」に、「9,280」を「9,460」に、「18,570」
を「18,920」に、「11,340」を「11,550」に、
「23,000」を「23,430」に、「6,040」を「6,160」
に、「24,400」を「24,860」に、「1,180」を「1,210」
に、「1,510」を「1,540」に、「1,940」を「1,980」
に、「4,320」を「4,400」に、「860」を「880」に、
「1,080」を「1,100」に、「1,400」を「1,430」に、
「3,130」を「3,190」に、「750」を「770」に、「970」
を「990」に、「1,290」を「1,320」に、「2,700」を
「2,750」に、「540」を「550」に、「640」を「660」に、
「1,830」を「1,870」に、「1,460」を「1,490」に、
「5,340」を「5,440」に、「470」を「480」に、「710」
を「720」に、「1,490」を「1,510」に改める。

別表第1の5の表中「6,370」を「6,490」に、「9,610」
を「9,790」に、「12,850」を「13,090」に、「25,810」
を「26,290」に、「15,760」を「16,060」に、
「31,960」を「32,560」に、「8,420」を「8,580」
に、「33,910」を「34,540」に、「640」を「660」に、
「1,920」を「1,950」に、「1,400」を「1,430」に、

「1,830」を「1,870」に、「2,370」を「2,420」に、「5,180」を「5,280」に、「2,800」を「2,860」に、「3,670」を「3,740」に、「4,860」を「4,950」に、「10,360」を「10,560」に、「970」を「990」に、「1,180」を「1,210」に、「1,620」を「1,650」に、「3,560」を「3,630」に、「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「3,780」を「3,850」に、「860」を「880」に、「2,590」を「2,640」に、「1,940」を「1,980」に、「1,460」を「1,490」に、「5,340」を「5,440」に、「580」を「590」に、「650」を「670」に、「880」を「900」に、「1,850」を「1,890」に改める。

別表第2の1の表中「2,700」を「2,750」に、「1,080」を「1,100」に、「320」を「330」に、「640」を「660」に、「1,940」を「1,980」に、「430」を「440」に、「210」を「220」に、「540」を「550」に、「2,160」を「2,200」に、「750」を「770」に、「740」を「750」に、「100」を「110」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の2の表中「1,080」を「1,100」に、「1,940」を「1,980」に、「540」を「550」に、「100」を「110」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の3の表中「100」を「110」に、「540」を「550」に、「5,400」を「5,500」に、「750」を「770」に、「320」を「330」に、「1,080」を「1,100」に、「1,400」を「1,430」に、「2,160」を「2,200」に、「1,940」を「1,980」に、「640」を「660」に、「2,700」を「2,750」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の4の表中「100」を「110」に、「540」を「550」に、「750」を「770」に、「320」を「330」に、「790」を「810」に、「350」を「360」に、「370」を「380」に、「1,400」を「1,430」に、「810」を「820」に、「2,160」を「2,200」に、「1,940」を「1,980」に、「640」を「660」に、「1,080」を「1,100」に、「2,700」を

「2,750」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第2の5の表中「100」を「110」に、「540」を「550」に、「5,400」を「5,500」に、「750」を「770」に、「320」を「330」に、「430」を「440」に、「1,080」を「1,100」に、「1,400」を「1,430」に、「2,160」を「2,200」に、「1,940」を「1,980」に、「640」を「660」に、「2,700」を「2,750」に、「1,620」を「1,650」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(小牧市都市公園条例の一部改正)

第9条 小牧市都市公園条例(昭和50年小牧市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号ただし書及び第2号中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第4中「100」を「110」に、「1,440」を「1,470」に、「3,810」を「3,880」に、「210」を「220」に、「2,880」を「2,930」に、「7,720」を「7,860」に、「5,760」を「5,870」に、「15,540」を「15,820」に改め、同表備考第4号中「210円」を「220円」に、「2,100円及び100円」を「2,200円及び110円」に、「1,000円」を「1,100円」に改める。

(小牧市公共用物の管理に関する条例の一部改正)

第10条 小牧市公共用物の管理に関する条例(昭和50年小牧市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号ただし書及び第2号中「1.08」を「1.1」に改める。

(小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例(昭和53年小牧市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「1.62」を「1.65」に改め、同条第5項第1号中「1,080円」を「1,100円」に改め、同項第2号及び第3号中「1,620円」を「1,650円」に改める。

(小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 小牧市クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(昭和

53年小牧市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「1,240円」を「1,260円」に改める。

(小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(昭和56年小牧市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,160」を「2,200」に、「1,080」を「1,100」に、「750」を「770」に、「430」を「440」に、「100」を「110」に、「定期利用券 720」を「定期利用券 730」に、「210」を「220」に、「1,440」を「1,470」に、「2,590」を「2,640」に、「1,290」を「1,320」に、「860」を「880」に、「4,750」を「4,840」に、「2,370」を「2,420」に、「1,620」を「1,650」に、「4,320」を「4,400」に、「1,400」を「1,430」に、「700」を「710」に、「3,240」を「3,300」に、「540」を「550」に、「370」を「380」に、「9,720」を「9,900」に、「4,860」を「4,950」に、「19,440」を「19,800」に、「6,480」を「6,600」に、「194,400」を「198,000」に、「97,200」を「99,000」に、「64,800」を「66,000」に、「1,510」を「1,540」に改める。

別表第3中「1,620」を「1,650」に、「2,160」を「2,200」に、「4,320」を「4,400」に、「3,020」を「3,080」に、「1,510」を「1,540」に、「1,080」を「1,100」に、「2,260」を「2,310」に、「1,120」を「1,140」に、「810」を「820」に、「4,530」を「4,620」に、「750」を「770」に、「370」を「380」に改める。

(小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年小牧市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,480」を「6,600」に、「7,560」を「7,700」に、「11,880」を「12,100」に、「21,600」を「22,000」に、「1,620」を「1,650」に、「2,160」を「2,200」に、「3,780」を「3,850」に、「1,080」を

「1,100」に、「1,290」を「1,320」に、「1,720」を「1,760」に、「3,670」を「3,740」に、「2,590」を「2,640」に、「3,020」を「3,080」に、「1,510」を「1,540」に、「3,240」を「3,300」に、「4,320」を「4,400」に、「640」を「660」に、「860」を「880」に、「4,110」を「4,190」に、「2,880」を「2,930」に、「2,470」を「2,510」に、「2,990」を「3,040」に、「2,060」を「2,100」に、「1,740」を「1,780」に、「3,340」を「3,410」に、「4,420」を「4,510」に、「6,580」を「6,710」に、「11,440」を「11,660」に、「2,260」を「2,310」に、「5,720」を「5,830」に、「2,700」を「2,750」に、「430」を「440」に、「1面2時間につき 320」を「1面2時間につき 330」に改める。

別表第2中「540」を「550」に、「320」を「330」に、「1,620」を「1,650」に、「750」を「770」に、「2,700」を「2,750」に、「1,080」を「1,100」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(小牧市下水道条例の一部改正)

第15条 小牧市下水道条例(昭和61年小牧市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例(平成元年小牧市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「10,290円」を「10,480円」に改める。

(小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 小牧市温水プールの設置及び管理に関する条例(平成3年小牧市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に、「2,100円」を「2,200円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「520円」を「530円」に、「5,200円」を「5,300円」に、「3,600円」を「3,670円」

に、「４７０円」を「４８０円」に改める。

(小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第１８条 小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例（平成７年小牧市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の表中「５，１４０」を「５，２３０」に、「９，０１０」を「９，１８０」に、「９，６５０」を「９，８３０」に、「２０，７６０」を「２１，１５０」に、「３，８８０」を「３，９６０」に、「６，７１０」を「６，８４０」に、「７，８７０」を「８，０１０」に、「１５，８４０」を「１６，１３０」に、「７３０」を「７４０」に、「１，０５０」を「１，０７０」に、「１，２６０」を「１，２８０」に、「２，７３０」を「２，７８０」に、「８４０」を「８５０」に、「１，３７０」を「１，３９０」に、「１，４６０」を「１，４９０」に、「３，３５０」を「３，４２０」に、「２，０３０」を「２，０６０」に、「２，３３０」を「２，３７０」に、「６，３９０」を「６，５１０」に、「１，６８０」を「１，７１０」に、「２，６２０」を「２，６７０」に、「２，８４０」を「２，８９０」に、「５，７６０」を「５，８７０」に改める。

別表第１の２の表中「３，１５０」を「３，２１０」に、「１，５７０」を「１，６００」に、「６，２９０」を「６，４１０」に、「１，０５０」を「１，０７０」に、「５２０」を「５３０」に改める。

別表第１の３の表中「１，１１０」を「１，１３０」に、「１，７２０」を「１，７６０」に、「２，０３０」を「２，０６０」に、「４，５６０」を「４，６５０」に、「５４０」を「５５０」に、「８３０」を「８４０」に、「９７０」を「９９０」に、「２，１９０」を「２，２３０」に、「１，２７０」を「１，２９０」に、「１，５００」を「１，５２０」に、「３，３６０」を「３，４３０」に、「３，６００」を「３，６７０」に、「２，８８０」を「２，９３０」に、「２，９９０」を「３，０４０」に改める。

別表第２の１の表中「１００」を「１１０」に、「５４０」を「５５０」に、「７５０」を「７７０」に、「３２０」を「３３０」に、「６００」を「６１０」に、「３５０」を「３６０」に、「５８０」を「５９０」に、「１，４００」を「１，４３０」に、「２，１６０」を「２，２００」に、「１，９４０」を「１，９８０」に、「２，７００」を「２，７５０」に、「６４０」を「６６０」に、「１，０８０」を「１，１００」に、「１，０８０円」を「１，１００円」に改める。

別表第2の2の表中「580」を「590」に、「1,030」を「1,050」に、「920」を「940」に、「250」を「260」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2の3の表中「1,080」を「1,100」に、「1,940」を「1,980」に、「640」を「660」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

別表第3中「520」を「530」に、「5,200」を「5,300」に、「370」を「380」に、「3,700」を「3,800」に、「1,800」を「1,830」に、「730」を「740」に、「7,300」を「7,400」に、「3,600」を「3,670」に改める。

(小牧市立学校運動場照明施設使用料条例の一部改正)

第19条 小牧市立学校運動場照明施設使用料条例（平成8年小牧市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正)

第20条 小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年小牧市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号、第2号ただし書及び第3号中「1.08」を「1.1」に改める。

(小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正)

第21条 小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例（平成12年小牧市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「30,860」を「31,430」に、「10,290」を「10,480」に、「6,430」を「6,550」に、「7,720」を「7,860」に、「1,290」を「1,320」に、「15,430」を「15,710」に、「5,150」を「5,240」に、「3,220」を「3,280」に、「3,860」を「3,930」に、「20,570」を「20,950」に、「6,870」を「7,000」に、「4,300」を「4,380」に、「3,440」を「3,500」に、「2,160」を「2,200」に、「2,580」を「2,620」に、「3,550」を「3,610」に、「1,180」を「1,210」に、「740」を「750」に、「880」を「900」に、「2,370」を「2,420」に、「790」を「810」に、「490」を「500」に、「600」を

「610」に、「61,720」を「62,860」に、「12,860」を「13,100」に、「6,440」を「6,560」に、「41,140」を「41,910」に、「13,740」を「14,000」に、「8,600」を「8,760」に、「617,140」を「628,570」に、「205,710」を「209,520」に、「128,570」を「130,950」に、「154,280」を「157,140」に、「25,710」を「26,190」に、「308,570」を「314,290」に、「102,850」を「104,760」に、「64,380」を「65,580」に、「77,140」を「78,570」に、「411,430」を「419,050」に、「137,410」を「139,960」に、「85,980」を「87,580」に、「68,700」を「69,980」に、「42,990」を「43,790」に、「51,420」を「52,380」に、「37,030」を「37,710」に、「12,340」を「12,570」に、「9,260」を「9,430」に、「1,540」を「1,570」に、「18,520」を「18,860」に、「6,170」を「6,290」に、「4,630」を「4,710」に、「24,680」を「25,140」に、「8,220」を「8,380」に、「4,110」を「4,190」に、「3,080」を「3,140」に、「4,320」を「4,400」に、「1,440」を「1,470」に、「890」を「910」に、「1,080」を「1,100」に、「2,870」を「2,920」に、「960」を「970」に、「720」を「730」に、「74,060」を「75,430」に、「49,370」を「50,290」に、「16,450」を「16,760」に、「740,570」を「754,290」に、「246,860」を「251,430」に、「185,140」を「188,570」に、「370,280」を「377,140」に、「123,430」を「125,710」に、「92,570」を「94,290」に、「493,720」を「502,860」に、「164,580」を「167,620」に、「82,290」を「83,820」に、「120」を「130」に、「240」を「250」に、「770」を「790」に、「1,940」を「1,980」に、「2,320」を「2,360」に、「3,120」を「3,170」に、「1,040」を「1,060」に、「640」を「660」に、「780」を「800」に、「2,070」を「2,110」

に、「690」を「700」に、「430」を「440」に、「510」を「520」に、「3,870」を「3,940」に、「38,670」を「39,390」に、「46,280」を「47,140」に、「22,220」を「22,630」に、「7,400」を「7,540」に、「5,560」を「5,660」に、「920」を「940」に、「11,110」を「11,310」に、「3,700」を「3,770」に、「2,780」を「2,830」に、「1,240」を「1,260」に、「2,470」を「2,510」に、「830」を「840」に、「620」を「630」に、「44,440」を「45,260」に、「14,810」を「15,090」に、「1,850」を「1,890」に、「444,340」を「452,570」に、「148,120」を「150,860」に、「111,080」を「113,140」に、「222,170」を「226,290」に、「55,540」を「56,570」に、「100」を「110」に、「210」を「220」に、「250」を「260」に、「5,920」を「6,030」に、「1,970」を「2,010」に、「1,490」を「1,510」に、「7,900」を「8,050」に、「2,630」を「2,680」に、「1,650」を「1,680」に、「3,950」を「4,020」に、「1,310」を「1,340」に、「990」を「1,010」に、「2,970」を「3,020」に、「1,360」を「1,380」に、「450」を「460」に、「340」を「350」に、「7,200」を「7,330」に、「3,600」を「3,670」に改める。

別表第2中「520」を「530」に、「5,200」を「5,300」に、「370」を「380」に、「3,700」を「3,800」に、「1,800」を「1,830」に、「730」を「740」に、「7,300」を「7,400」に、「3,600」を「3,670」に改める。

別表第3中「490」を「500」に、「8,740」を「8,910」に、「3,080」を「3,140」に、「12,450」を「12,680」に、「4,370」を「4,450」に、「1,940」を「1,980」に、「2,320」を「2,360」に、「1,290」を「1,320」に、「1,540」を「1,570」に、「2,060」を「2,100」に、「600」を「610」に、「710」を「720」に、「950」を「960」に、「1,950」を「1,990」に、「2,350」を

「2,390」に、「3,130」を「3,190」に、「1,030」を「1,050」に、「1,240」を「1,260」に、「1,650」を「1,680」に、「900」を「920」に、「1,080」を「1,100」に、「1,440」を「1,470」に、「210」を「220」に、「1,350」を「1,370」に、「1,630」を「1,660」に、「2,160」を「2,200」に、「1,220」を「1,240」に、「1,460」を「1,490」に、「480」を「490」に、「640」を「660」に、「680」を「690」に、「820」を「830」に、「110」を「120」に、「620」を「630」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第22条 小牧市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成16年小牧市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(小牧市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 小牧市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年小牧市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「12,090」を「12,320」に、「4,030」を「4,110」に、「1,150」を「1,170」に、「1,390」を「1,410」に、「460」を「470」に、「2,900」を「2,950」に、「970」を「990」に、「2,250」を「2,290」に、「750」を「770」に、「210」を「220」に、「1,170」を「1,190」に、「390」を「400」に、「110」を「120」に、「2,370」を「2,420」に、「790」を「810」に、「220」を「230」に、「3,120」を「3,170」に、「1,040」を「1,060」に、「2,160」を「2,200」に、「720」を「730」に改める。

別表第1の2の表中「13,270」を「13,510」に、「4,420」を「4,510」に、「1,270」を「1,290」に、「1,390」を「1,410」に、「460」を「470」に、「2,780」を「2,830」に、「920」を「940」に、「2,370」を「2,420」に、「790」を「810」に、「220」を「230」に、「2,800」を

「2,860」に、「930」を「950」に、「2,680」を「2,730」に、「890」を「910」に、「250」を「260」に、「3,980」を「4,050」に、「1,320」を「1,350」に、「380」を「390」に、「1,030」を「1,050」に改める。

別表第1備考第6号中「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表及び2の表中「210」を「220」に、「100」を「110」に改める。

別表第3中「1,080」を「1,100」に、「1,940」を「1,980」に、「560」を「570」に、「640」を「660」に、「500」を「510」に、「1,080円」を「1,100円」に改める。

(小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正)
第24条 小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例(平成19年小牧市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,100円」を「2,140円」に、「1,570円」を「1,600円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(小牧市使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による行政財産の使用について許可を受けた者の当該使用(施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る行政財産である土地の使用に限る。)に係る使用料の額については、第2条の規定による改正後の小牧市使用料及び手数料条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る行政財産である建物の使用について許可を受けた者からは、第2条の規定による改正前の小牧市使用料及び手数料条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る同条の規定による改正後の小牧市使用料及び手数料条例別表第1に定める額の使用料を徴収することができる。

(小牧市青年の家等の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条、第7条、第8条、第14条、第19条及び第23条の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(小牧市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

5 施行日前に道路の占用について許可を受けた者の当該占用（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る道路の占用に限る。）に係る占用料の額については、第4条の規定による改正後の小牧市道路占用料条例第3条ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小牧市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第6条の規定による改正後の小牧市水道事業給水条例の規定は、令和元年12月の検針に基づき徴収する料金から適用し、同月前の検針に基づき徴収する料金については、なお従前の例による。

(小牧市都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前に公園施設の設置又は物件の設置について許可を受けた者の当該設置（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る公園施設の設置又は物件の設置に限る。）に係る使用料の額については、第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第1号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公園施設の管理又は公園施設の利用について許可を受けた者からは、第9条の規定による改正前の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第2号の規定にかかわらず、施行日前においても当該管理又は利用に係る第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例第8条の2第1項第2号に定める額の使用料を徴収することができる。

9 第9条の規定による改正後の小牧市都市公園条例別表第4の規定は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

(小牧市公共用物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

10 施行日前に公共用物の使用の許可を受けた者の当該使用（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る公共用物の使用に限る。）に係る使用料の額については、第10条の規定による改正後の小牧市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第1号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 1 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る公共用物からの収益の許可を受けた者からは、第10条の規定による改正前の小牧市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第2号の規定にかかわらず、施行日前においても当該収益に係る改正後の小牧市公共用物の管理に関する条例第7条第2項第2号に定める額の使用料を徴収することができる。

(小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 2 第13条の規定による改正後の小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定(定期利用券の使用料に係る部分を除く。)及び別表第3の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

1 3 第13条の規定による改正後の小牧市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例別表第2中定期利用券の使用料に係る部分は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

(小牧市下水道条例等の一部改正に伴う経過措置)

1 4 第15条及び第22条の規定による改正後の各条例の規定は、令和元年12月の検針に基づき徴収する使用料から適用し、同月前の検針に基づき徴収する使用料については、なお従前の例による。

(小牧駅地下駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

1 5 第16条及び第17条の規定による改正後の各条例の規定は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

(小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

1 6 第18条の規定による改正後の小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

1 7 第18条の規定による改正後の小牧市まなび創造館の設置及び管理に関する条例別表第3の規定は、施行日以後に徴収する個人利用料から適用し、施行日前に徴収する個人利用料については、なお従前の例によ

る。

（小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

18 施行日前に施行日以後の日を始期とする期間に係る流水の占用又は土石その他の河川の産出物の採取について許可を受けた者からは、第20条の規定による改正前の小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例第2条第2項第1号又は第3号の規定にかかわらず、施行日前においても当該占用又は採取に係る改正後の小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例第2条第2項第1号又は第3号に定める額の占用料を徴収することができる。

19 施行日前に準用河川の土地の占用について許可を受けた者の当該土地の占用（施行日前から令和元年10月30日までの期間に係る準用河川の土地の占用に限る。）に係る土地占用料の額については、第20条の規定による改正後の小牧市準用河川の流水占用料等に関する条例第2条第2項第2号ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

20 第21条の規定による改正後の小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例別表第1及び別表第3の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

21 第21条の規定による改正後の小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後に徴収する使用料から適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

（小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

22 第24条の規定による改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の規定は、施行日以後に徴収する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料から適用し、施行日前に徴収する手数料については、なお従前の例による。